

○学部の試験及び成績評価に関する規程

2012年 4 月 1 日

制定

最終改正 2023年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、愛知大学学則第23条第 3 項に基づき、学部の試験及び成績評価に関し必要な事項について定める。

(単位の認定)

第 2 条 授業科目を履修し、試験等の結果による成績評価が合格と判定された場合、その科目所定の単位が認定される。

(成績の評価方法)

第 3 条 成績の評価は、次のいずれかによる。

- (1) 総合評価—定期試験又は追試験にその他の成績（臨時試験、臨時レポート、出席状況及び平常の学習状況等）を加え総合的に評価
- (2) 試験評価—定期試験又は追試験で評価
- (3) 平常評価—平常の学習状況等で評価
- (4) 実技評価—平常の実技態度等で評価
- (5) 卒業論文審査評価、卒業研究審査評価

第 2 章 試験

(試験の種類)

第 4 条 試験は定期試験及び追試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

(試験の実施方法)

第 5 条 試験は、筆記試験により行う。

2 試験の実施方法、期日等は、あらかじめ掲示又は印刷物で発表する。

(受験資格)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 受験しようとする科目について履修登録の手続きを完了していない者
- (2) 追試験において受験許可を得ていない者
- (3) 出席その他担当教員があらかじめ指示した受験資格要件を欠く者
- (4) 学生証を携帯しない者
- (5) 休学中及び停学中の者
- (6) 所定の学費を定められた期日までに納入しない者

2 前項第 3 号の受験要件については、出席時限数が当該授業科目の全授業時限数の 3 分

の2以上となることを基準に、担当教員において判断する。

3 受験資格を有しない者の受けた試験は、これを無効とする。

(受験心得)

第7条 受験に際しては、別に定める「学生受験心得」を遵守しなければならない。

第8条 削除

(不正行為)

第9条 定期試験において不正行為をした者は、学則第55条及び試験不正行為者処分規程により処分を受ける。

(試験時間)

第10条 定期試験及び追試験の試験時間は60分とし、時間帯は次による。ただし、豊橋校舎にあっては第5時限までとする。

第1時限 9:30～10:30

第2時限 11:00～12:00

第3時限 13:00～14:00

第4時限 14:30～15:30

第5時限 16:00～17:00

第6時限 17:30～18:30

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては試験時間を短縮して行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、身体障害等の学生の個別の事情により、試験時間を延長することができる。

第3章 定期試験

(定期試験)

第11条 春学期及び秋学期の期末に定期試験を行う。

2 定期試験が行われる授業科目については、受験しなければ成績評価を受けることができない。

(定期試験の時期及び定期試験期間)

第12条 定期試験は、次の時期に実施する。

(1) 春学期又は秋学期科目は、各期末

(2) 通年科目は、秋学期末

(3) 集中講義科目は、原則として授業の最終時限後

2 定期試験期間は、あらかじめ定められた試験時間割によって定める。

(定期試験の受験資格の発表)

第13条 定期試験の受験資格を発表する授業科目については、定期試験時間割発表時に受

験資格の有無を掲示する。

(卒業論文及び卒業研究の審査)

第14条 卒業論文及び卒業研究は所定の期日までに提出し、指導教員の審査を受けなければならない。文学部の卒業論文の審査に当っては口述試験を実施する。

第4章 追試験

(追試験)

第15条 次の事由により定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行う。

事由	証明書
病気又はけが	医師の診断書
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
3親等内親族の忌引	会葬状
災害等	被災証明書
就職試験	受験証明書
課外活動の公式試合	学生部委員会の証明書
その他大学が認める事由	事由書

2 追試験を認める日数、時限は当該事由に基づく必要最少限度とする。ただし、3親等内の親族の忌引にあつては2日以内とし、他に交通等に要する日程を考慮する。

3 前2項に関する取扱いについては、別に定める。

(追試験の願出手続)

第16条 追試験を受験しようとする場合は、次の期限までに、「追試験受験願」に前条に規定する証明書を添付して、教務課に提出しなければならない。

(1) 春学期又は秋学期試験期間に実施の授業科目の場合は、試験期間終了日の2日後まで(休日を除く)

(2) 試験期間外に実施するもの及び集中講義で行う授業科目の場合は、試験日の2日後まで(休日を除く)

(追試験の受験許可)

第17条 追試験の受験許可は、教学委員会が行う。

2 受験許可後において受験資格の要件を欠くものと認められた場合には、受験許可を取消し、又は受験答案を無効とすることがある。

第18条 削除

(追試験の時期)

第19条 追試験は、定期試験終了後の一定期間に行うものとし、時期の発表は定期試験時間割の発表時に行う。

2 追試験を受験しなかった者に対して、更に追試験は実施しない。

第5章 成績評価

(成績評価の基準)

第20条 成績評価の基準、評語は次のとおりとする。

判定	評語	内容（評価の目安）
合格	S	特に優れた学修成果を示したもの（100点～90点）
	A	優れた学修成果を示したもの（89点～80点）
	B	平均的な学修成果を示したもの（79点～70点）
	C	合格と認められるに必要な最低の学修成果を示したもの（69点～60点）
不合格	F	学修成果が合格に及ばなかったもの（出席不足、59点～0点）
未受験	*	試験を受験しなかったもの

- 2 合格又は不合格で判定する科目については、合格をGと表示する。
- 3 追試験の成績評価は、Aを最高とする。
- 4 認定した単位については、成績評価を行わずNと表示する。ただし、現代中国学部の「現地プログラム」実施に伴う授業科目の成績評価については、別に定める。

(成績評価の表示及び発表)

第21条 成績評価は、前条に定める評語を使用して表示し、定められた期日に成績表でもって発表する。

(成績評価にかかわる問い合わせ制度)

第22条 成績発表後、成績評価にかかわる問合せをすることができる。

- 2 成績評価にかかわる問合せは、指定期間内に教務課に所定の書面にて願い出る。

(成績証明書の評語)

第23条 成績証明書は、次の評語を使用して表示する。

評語	内容（評価の目安）
S	特に優れた学修成果を示したもの（100点～90点）
A	優れた学修成果を示したもの（89点～80点）
B	平均的な学修成果を示したもの（79点～70点）
C	合格と認められるに必要な最低の学修成果を示したもの（69点～60点）
G	合格と判定された授業科目
N	本学入学前に修得した授業科目の単位、留学先大学又は単位互換協定に基づき他大学で修得した単位、海外短期語学セミナーの学修成果による単位を認定したものの

(補則)

第24条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、教学委員会、各学部教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

(施行期日)

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、事務組織の再編に伴う改正については、2012年2月9日から遡及して適用する。
- 3 2010年度以前入学生の体育実技の成績評価については、改正後の第20条の規定にかかわらず、S及びAをAとする。

(規程の廃止)

- 4 この規程の施行に伴い、「文学部、経済学部、国際コミュニケーション学部及び地域政策学部の試験及び成績評価に関する規程」(1996年4月1日制定)及び「法学部、経営学部及び現代中国学部の試験及び成績評価に関する規程」(1996年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (定期試験の時期及び定期試験期間の明確化に伴う改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (追試験の受験許可事由及び規程の改廃手続の変更に伴う改正)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則 (成績評価にかかわる問い合わせ制度に係る条文の文言修正に伴う改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (単位レポート制度の廃止及び追試験料の徴収廃止に伴う改正)

この規程は、2023年4月1日から施行する。